

職員の懲戒処分に係る記者会見資料

日時：平成 29 年 8 月 24 日（木）

午前 11 時～

場所：大船渡市防災センター 4 階 防災研修室

1 事件名

道路交通法違反

2 要 旨

三陸分署綾里分遣所の 消防士 佐々木 誠太（23歳）が、平成29年6月30日（金）午前0時25分頃、大船渡市大船渡町字地ノ森33番地15のファミリーマート地ノ森店駐車場において、酒気帯び運転（呼気0.25mg/ℓ以上、違反点数25点〔免許取消〕、罰金 300,000円）により法令違反した事件。

3 処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、懲戒処分として停職6月とする。

4 関係者の処分

(1) 消防長	・・・	口頭訓告	管理者より
(2) 次 長	・・・	口頭訓告	} 消防長より
(3) 署 長	・・・	文書訓告	
(4) 分署長	・・・	文書訓告	

5 処分日

平成29年8月24日付け